

愛知県からのお知らせ

まん延防止等重点措置への移行に伴う「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】6/21～7/11 実施分）」の実施概要について

愛知県は、緊急事態措置の解除及びまん延防止等重点措置への移行に伴い、6月21日（月）から7月11日（日）までを対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】（6/21～7/11 実施分）」を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮等[※]を実施した事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】（6/21～7/11 実施分）」を交付します。

※営業時間短縮等には感染防止対策のため終日休業した場合も含む。

2 要請内容・対象期間・支給額等（予定）

対象エリア	措置区域 (名古屋市始め 14 市町 ^{※1})	措置区域以外の愛知県内
対象期間	2021年6月21日（月）から7月11日（日）まで【21日間】	
対象事業者	対象エリア内の営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者（大企業も含む） ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要	
営業時間の短縮	午前5時～午後8時 ※酒類の提供は国が示す「一定の要件」を満たした店舗において午前11時～午後7時	午前5時～午後9時
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 ・カラオケ設備の利用自粛（設備を提供している店舗のみ） 	
交付額 (1店舗1日あたり)	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業^{※2} 売上高に応じて 3万円～10万円 ○大企業 売上高減少額の4割 (最大20万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業^{※2} 売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 ○大企業 売上高減少額の4割 (最大20万円^{※3})

※1 名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、小牧市、高浜市、清須市、豊山町、大口町、大治町

※2 大企業と同様、売上高減少額の4割（最大20万円）を選択することも可能

※3 20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

3 申請受付の方法・期間

申請方法については、現在調整中です。決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

4 申請に必要な書類（予定）

- (1) 申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業活動を行っていることが分かる書類
 - ・ 飲食店営業許可書（証）又は喫茶店営業許可書（証）の写し
 - ・ 店舗の内観・外観の写真
- (4) 営業時間短縮等の状況が分かる書類
 - ・ 営業時間短縮、カラオケ設備の利用自粛等を知らせるホームページの画面の写し、貼紙やチラシの写真
- (5) 総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
 - ・ 確定申告書の写し
 - ・ 売上帳等の帳簿の写し（店舗ごとの飲食事業の月別売上高が分かるもの）
- (6) 本人確認書類
 - ・ 運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
- (7) 振込先口座が分かる書類 など

5 問合せ先

営業時間短縮要請「愛知県感染防止対策協力金（6/21～7/11 実施分）」、「安全・安心宣言施設」PR ステッカー等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問合せください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

[参考情報]

○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」（PR ステッカー・ポスターの取得方法等）については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

○業種別のガイドラインについては、以下の内閣府Webサイトを御覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>